

令和7年用

確定申告の基礎知識はもちろん、**弁護士特有の税務処理**や**最新の税制改正**まで確認できる、**弁護士のための解説書!**

自分で進める **弁護士のための**

確定申告と税務

弁理士
司法書士
対応

[著者代表] 天賀谷茂、吳尚哲、熊澤直、高仲幸雄、吉川達夫

[体裁] B5判 / 240頁

[定価] 3,740円 (本体:3,400円+税10%)

Tax Return Filing and Tax Affairs for Lawyers

自分で進める 弁護士のための 確定申告と税務

[著者代表]

税理士 天賀谷茂 / 吳尚哲 / 熊澤直
弁理士 高仲幸雄 外国資格弁理士 吉川達夫

弁理士
司法書士
対応

弁護士及び士業に特化した
経費管理～確定申告まで

詳しく解説!

第一法規

令和7年用

本書の特長

Features 01

共同受任時の**源泉所得税**や**インボイスの扱い**等、**弁護士特有の処理**について解説!



Features 02

令和7年の**確定申告**に必要な「**最新情報**」を冒頭に掲載!



Features 03

事務所の規模や企業内**弁護士**、**外国資格弁護士**等の**弁護士**の属性に対応した**豊富なFAQ**を収録!



最新情報

ここでは令和6年分の確定申告以降に参考となる最新情報をご紹介します。

令和7年確定申告ハイライト

日本の税法は、その時代の経済情勢や社会状況にあった制度とするために、毎年改正が行われています。令和6年分以降の所得税と消費税の申告を行うにあたり、現時点で確定している改正事項を以下でご紹介しますので、今後の申告にお役立ていただければ幸いです。本年度では賞金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和すべく、所得税・個人住民税の定額減税が実施された他、形式面では確定申告や各種届出を紙ベースで提出(郵送含む)していた場合その控に税務署の取受印が押なされない事となった等、申告には注意が必要です。

1 令和6年分の確定申告から適用となる事項

(1) 個人所得税・住民税の定額減税^{①)}

令和6年分の個人所得税・住民税について、ダブル親控のため一時的な措置として納税者及び令

掲載元URLや2次元コードも登録!

^① 国税庁「令和6年分所得税の定額減税(Q&A)」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/qanda/qanda00200314021.pdf>

^② 税法上の扶養控除と、定額減税の扶養家族は対象範囲が異なります。⑥基本給の子は所得税における扶養控除を受けられませんが、①～⑤は対象範囲に含めることができます。

図5 具体例に基づいた確定申告書 (第一表)

FAQ

税理士によるアドバイス 小規模・中規模事務所弁理士と税務

- Q1-1 交通系ICカードの電子マネーで、コンビニエンスストア等の会計をすることがあります。チャージ時の領収書でまとめて申告して問題ありませんか。
A 買い物の際の領収書をもとに必要経費として計算し、確定申告することとなります。交通系ICカードへの電子マネーのチャージ自体は前払いであって、その支払をした際に費用計上とはならないからです。
- Q1-2 会社役員、執事、大学講師などをしていると、交通費や書籍などで、どの業務での支出であったかわからなくなることがあります。領収書は業務ごとに分けた方がよいでしょうか。
A 業務ごとに領収書を分ける必要があります。会社役員の場合は給与所得、執事および大学講師による収入は、給与所得または雑所得となります。それぞれの所得区分ごとに領収書を分けておきましょう。会社役員にかかる領収書は特定控除に該当するものを除いて控除できませんが、執事および大学講師の収入が雑所得に該当する場合には、それにかかる必要経費をその収入から控除することとなります。
- Q1-3 会社役員、執事、大学講師などをしていると、住所をどこにするか聞かれます(納税地)。事務所か、自宅か、どちらでもよいのでしょうか。なお、大学講師の準備は自宅で行っています。
A 個人事業者の納税地は、原則として、住所地(自宅)になります。ただし、住所地以外の場所で事務所や店舗がある方は、納税地を選択することができます。事務所や店舗の所在地で納税を行いたい場合は、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を住所地および事務所や店舗の所在地の所轄税務署長に提出します。提出期限は特に定められていませんが、すみやかに提出するようにしましょう。
- Q1-4 業界団体からセミナーの依頼があり、報酬を「手取りで10万円」といわれました。この場合、源泉徴収や消費税の扱いはどうすればよいのでしょうか。
A 消費税の扱いによって計算が変わります。「消費税込み」なのか「消費税別」なのかを確認の上、以下のように源泉所得を計算することとなります。

- 消費税込みの場合
- ① 支払総額: $100,000 \times 100 \div 89.79 = 100.1021\% = 111,370$ 円
 - ② 源泉徴収額: $111,370 \times 10.21\% = 11,370$ 円
 - ③ 手取り額: ① - ② = 100,000円
- 消費税別の場合
- ① 本体価格: $100,000 \times 100 \div 99.79 = 110.1021\% = 100,210$ 円
 - ② 消費税額: $100,210 \times 10\% = 10,021$ 円



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

目次

最新情報

I 令和7年確定申告ハイライト

- 令和6年分の確定申告から適用となる事項
- 令和7年以降の確定申告から適用となる事項

記帳実務編

I 利益のしくみと確定申告

- 確定申告とは
- 利益(もうけ)のしくみ
- 収益と費用
- 収益と費用の種類と集計区分

II 記帳の種類と方法

- 確定申告の種類と記帳
- 証拠資料の整理と月次決算
- 領収書等の原始資料を整理する
- 日常レベルでの取引を記録する
- 売上管理
- 支出から経費に分類する基準を作る
- 減価償却
- 未払金や買掛金の計上

III 利益計画の立て方

IV 月次決算書の読み方

- 決算書の種類と関連性
- キャッシュフロー増減のしくみ

V 事務所開設時のお金の流れを把握する

- 開業時の支出のポイント
- 資金調達
- 売上金入金サイトの注意
- 小括

主な税務申告 基礎編

I 確定申告の必要性

- 確定申告の必要性
- 申告の流れ

II 所得の種類と必要経費, 所得控除

- 所得の種類
- 所得控除

III 白色申告のポイント

- 白色申告の概要
- 収支内訳書の作成と実例
- 確定申告書への転記
- 小括

IV 青色申告のポイント

- 青色申告の概要
- 青色申告の特典と義務
- 青色申告決算書の作成と実例
- 確定申告書への転記
- 小括

V 申告書の提出

- 必要書類
- 申告書の提出, 納税方法, e-Taxの方法

VI 消費税

- 消費税の概要
- 消費税の納税要否と申告
- 消費税の計算概要
- インボイス制度の導入に伴う影響
- 令和6年のインボイス制度の改正及び経過措置

VII 中間申告の基礎

- 中間申告の概要
- 減額申請書と仮決算

VIII 源泉所得税と年末調整

- 源泉所得税の概要
- 給与の源泉所得税
- 報酬の源泉所得税
- 源泉徴収税の申告と納税

IX 消費税申告

主な税務申告 士業編

- 小規模・中規模事務所弁護士と税務
- 大規模事務所弁護士と税務
- 外国資格弁護士と税務
- 企業内弁護士と税務
- 弁理士と税務
- 司法書士と税務

資料編

- 弁護士報酬の計上時期が争われたケース
- 士業における会員組織の役員としての支出が接待交際費に該当するかについて争われたケース
- 事務所の一部を社労士に提供して共同顧客を開拓していた事案で, 当該社労士に支払っていた支援料等が経費に該当するかが争われたケース
- 配偶者が青色事業専従者に該当するか, 所有する車両2台が事業用として認められるかが争われたケース
- ロータリークラブの会費が必要経費となるかが争われたケース
- 白色申告者に対して, 同業者の抽出基準を用いた推計課税を行うことの可否が争われたケース
- 税理士の提出した「簡易課税制度選択届出書」が無権代理に該当するかについて争われたケース
- 青色事業専従者の給与の額の相当性について争われたケース
- 帳簿書類の不備, 記載事項の真实性への疑義による青色申告承認取消処分が適法かが争われたケース

弁護士だからこそ確認しておきたい
経費処理の注意事項について、コラムも収録!

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

書名	価格	部数
令和7年用 自分で進める 弁護士のための確定申告と税務 弁理士・司法書士対応 [047969]	定価 3,740円 (本体 3,400円 + 税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒

ご住所

公用 私用

事務所名

フリガナ

ご氏名

TEL

E-mail @

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送り
ください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印